

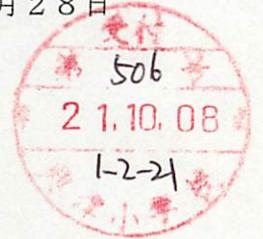
教 育 長	次 長	課 長	係

市町村（学校組合）教育長 様



21 高学第 875 号
平成 21 年 9 月 28 日

高知県教育長



口頭による開示請求を行うことができる個人情報について（通知）

うえのことについて、別添のとおり、高知県教育委員会告示第 12 号が平成 21 年 7 月 28 日に公布され、同日以後に実施する試験等から適用されることになりました。

告示の内容等は下記のとおりですので、貴管内の公立中学校長に周知して下さるようお願いいたします。

記

1 告示内容

- (1) 口頭による開示請求を行うことができる個人情報は、「県立高等学校入学者選抜のための前期選抜における学力検査の教科別得点及び得点合計」、「県立高等学校入学者選抜のための連携型中高一貫教育校に係る特別選抜における学力検査の教科別得点及び得点合計」、「県立高等学校入学者選抜のためのチャレンジ選抜 A における学力検査の教科別得点及び得点合計」、「県立高等学校入学者選抜のための後期選抜における学校が指定する教科の検査の教科別得点及び得点合計」及び「県立高等学校入学者選抜のための再募集における基礎学力検査の教科別得点及び得点合計」とする。
- (2) 口頭による開示請求を行うことができる期間は、前期選抜については前期選抜合格者発表日の翌日から、連携型中高一貫教育校に係る特別選抜については連携型中高一貫教育校に係る特別選抜合格者発表日の翌日から、チャレンジ選抜 A についてはチャレンジ選抜 A 合格者発表日の翌日から、後期選抜については後期選抜合格者発表日の翌日から、再募集については再募集合格者発表日の翌日からそれぞれ 1 か月間とする。
- (3) 口頭による開示請求を行うことができる場所は、出願先高等学校（分校に出願した者については、当該分校）とする。
- (4) 口頭による開示請求を行うことができる者は、受検生本人又は受検生の法定代理人とする。
- (5) 適用される試験等は、平成 21 年 7 月 28 日以後に実施する高知県立高等学校入学者選抜のための学力検査とする。

2 留意事項

- (1) 開示をする内容は「県立高等学校入学者選抜のための前期選抜における学力検査の教科別得点及び得点合計」、「県立高等学校入学者選抜のための連携型中高一貫教育校に係る特別選抜における学力検査の教科別得点及び得点合計」、「県立高等学校入学者選抜のためのチャレンジ選抜 A における学力検査の教科別得点及び得点合計」、「県立高等学校入学者選抜のための後期選抜における学校が指定する教科の検査の

教科別得点及び得点合計」及び「県立高等学校入学者選抜のための再募集における基礎学力検査の教科別得点及び得点合計」であり、傾斜配点を実施している科においては、配点に比重を加えない得点を開示する。

開示方法は、学力検査の教科別得点及び得点合計の記載された「前期選抜における学力検査得点個人票」、「連携型中高一貫教育校に係る特別選抜における学力検査得点個人票」、「チャレンジ選抜Aにおける学力検査得点個人票」、「後期選抜における学校が指定する教科の検査得点個人票」及び「再募集における基礎学力検査得点個人票」（以下個人票という）の閲覧による。

なお、個人票の交付は行わないが、個人票に記載されている内容を書き写すことは差し支えないものとする。

- (2) 開示請求ができる期間は、前期選抜については前期選抜合格者発表日の翌日、連携型中高一貫教育校に係る特別選抜については連携型中高一貫教育校に係る特別選抜合格者発表日の翌日、チャレンジ選抜Aについてはチャレンジ選抜A合格者発表日の翌日、後期選抜については後期選抜合格者発表日の翌日、再募集については再募集合格者発表日の翌日をそれぞれ起算日として、民法（明治29年法律第89号）第143条の規定により計算する1か月間とする。

なお、口頭による開示請求ができる日は、高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項に定められた、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日のいわゆる閉庁日を除くものとし、開示請求ができる時間帯は午前9時から午後5時まで（各県立高等学校の休憩時間帯を除く）とする。

また、期間の末日がいわゆる閉庁日に当たる場合は、同日前の最後の閉庁日をもってその期間を満了するものとする。

平成22年度高知県立高等学校入学者選抜においては、前期選抜、連携型中高一貫教育校に係る特別選抜及びチャレンジ選抜Aについては平成22年2月19日（金）から平成22年3月19日（金）まで、後期選抜については平成22年3月17日（水）から平成22年4月16日（金）まで、再募集については平成22年3月26日（金）から平成22年4月26日（月）までとなる。

- (3) 本人等の確認

開示請求者が受検生本人又は受検生の法定代理人であることを次の①・②により確認する。

- ① 開示請求者が受検生本人である場合

各選抜の受検票（以下受検票という）を提示し、氏名、受検番号及び貼付の写真により、受検生本人であることの確認を受ける。

なお、受検票の紛失等やむを得ない事情のある場合には、在籍する中学校又は高等学校の身分証明書等本人であることを確認できる書類によって代えることができる。

- ② 開示請求者が受検生の法定代理人の場合

法定代理人は、未成年者に対して親権を行う者、未成年者で親権を行う者がいない場合の後見人又は成年被後見人の後見人を指す。

この場合は、受検票の提示以外に、受検生の法定代理人であることの確認と法定代理人自身であることの確認を受ける。

ア 受検生の法定代理人であることの確認は、受検生との関係が明示された次のような書類により行う。

- ・ 戸籍抄本 ・ 健康保険被保険者証 ・ 後見登記事項証明書
- ・ その他法定代理人であることを確認しうる書類

イ 法定代理人自身の確認は、本人と確認できる次のような書類により行う。

ただし、本人の写真が添付されている書類については1種類、写真が貼付されていない書類の場合は複数の書類の提示を受けるものとする。

- ・ 運転免許証 ・ 旅券 ・ 外国人登録証明書
- ・ 国民健康保険又は船員保険等の被保険者証
- ・ 国民年金、厚生年金又は船員保険に係る年金証書 ・ 国民年金手帳
- ・ 厚生年金手帳 ・ 共済組合員証 ・ 共済年金、恩給等の証書
- ・ 船員手帳 ・ 身体障害者手帳 ・ 戦傷病者手帳
- ・ 海技免状 ・ 印鑑登録手帳 ・ 猟銃・空気銃所持許可証
- ・ 電気工事士免状 ・ 宅地建物取引主任者証
- ・ 海技従事者免許証 ・ 無線従事者免許証
- ・ その他官公庁の発行する身分証明書

(4) 口頭による開示請求を行うことができるのは、受検生本人及び受検生の法定代理人のみであり、次の①～③に該当する場合は開示請求を行うことができない。

① 開示請求を行う時点で、受検生が未成年である場合、受検生本人以外で開示請求ができるのは当該受検生の法定代理人だけであり、受検生の祖父母、叔父、叔母等については後見人に指定又は選任されていない限り、開示請求を行うことはできない。

② 開示請求を行う時点で、受検生が成年に達している場合は、成年被後見人である場合を除き、法定代理人がいなくなるため、受検生本人以外の者が開示請求を行うことはできない。

③ 開示請求を行う時点で、受検生本人が未成年であっても婚姻をしている場合には成年に達したものとみなされることから、被後見人である場合を除き、法定代理人がいなくなるため、受検生本人以外の者が開示請求を行うことはできない。

(5) 請求・開示の流れ

開示請求者は、各選抜における出願先高等学校の受付窓口で受検票を提示し、口頭による開示請求であることを告げる。

指示に従って開示場所へ移動する。

上記(3)にしたがって受検票を提示し確認を受ける。

個人票により得点を閲覧する。

教 育 委 員 会 告 示

高知県教育委員会告示第12号

平成13年10月高知県教育委員会告示第7号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正する。

平成21年7月28日

高知県教育委員会委員長 河田 耕一

表中

県立高等学校入学者選抜のため前期選抜における指定教科の検査	教科別得点合計	前期選抜合格者の発表の翌日から1月間	前期選抜出願先の県立高等学校
県立高等学校入学者選抜のため後期選抜の学力検査	教科別得点合計	後期選抜合格者の発表の翌日から1月間	後期選抜出願先の県立高等学校

を「

県立高等学校入学者選抜のため前期選抜の学力検査	教科別得点合計	前期選抜合格者の発表の翌日から1月間	前期選抜出願先の県立高等学校
県立高等学校入学者選抜のため連携型中高一貫教育特別選抜における学力検査	教科別得点合計	連携型中高一貫教育特別選抜合格者の発表の翌日から1月間	連携型中高一貫教育特別選抜出願先の県立高等学校
県立高等学校入学者選抜のためチャレンジ選抜Aにおける学力検査	教科別得点合計	チャレンジ選抜A合格者の発表の翌日から1月間	チャレンジ選抜A出願先の県立高等学校

県立高等学校 入学のため 後期の選抜 おける指定 教科の検査	教科別得点 及び得点合 計	後期選抜合格 者の発表の日 の翌日から1 月間	後期選抜出願 先の県立高等 学校
--	---------------------	----------------------------------	------------------------

に改める。